

高崎市男女平等広報

Vamos

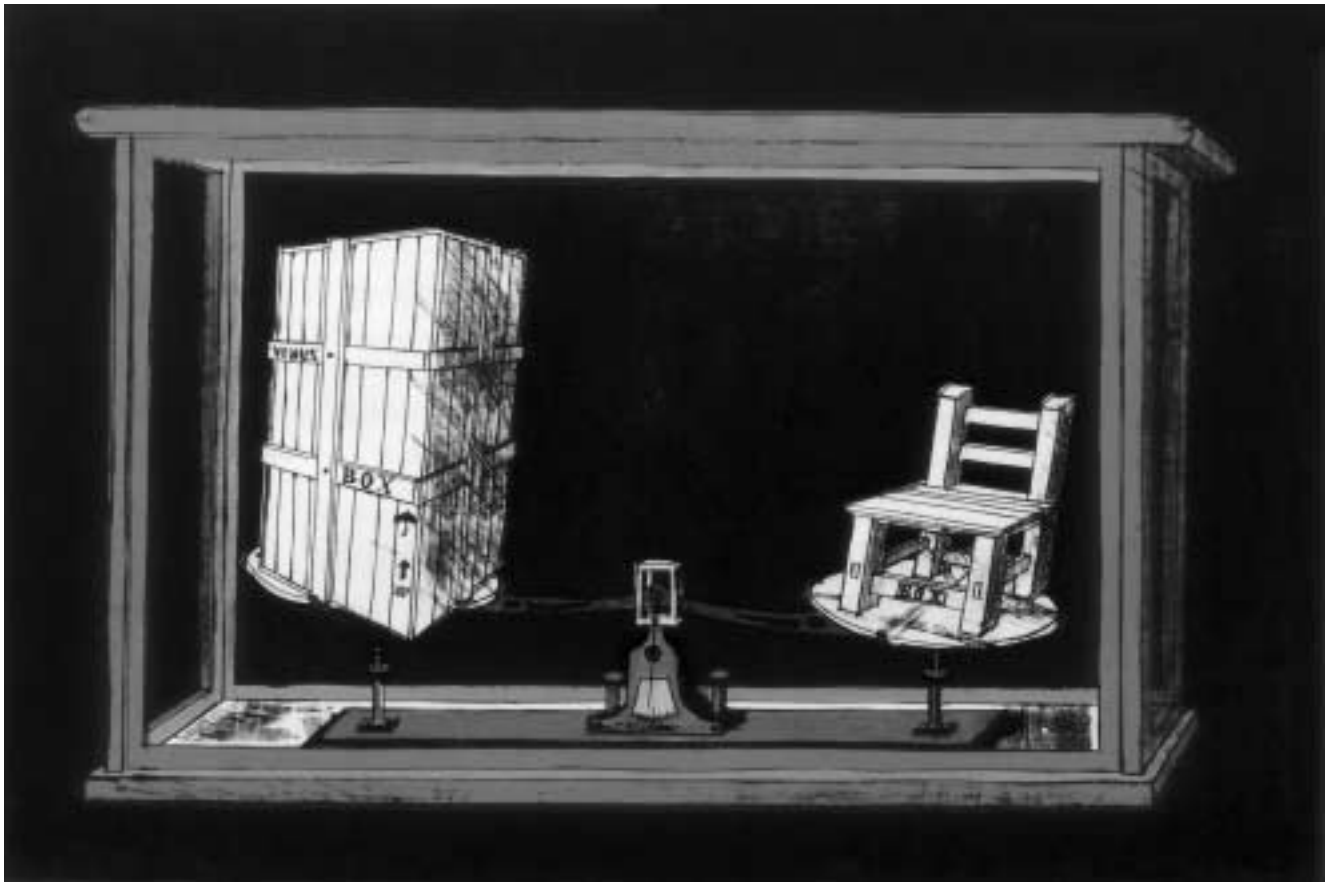
バモスはスペイン語で「一緒に行こう」又は「～しよう」と誘う言葉で、日常会話で気軽によく用いられる言葉です。

いっしょにやろうよ
わが家で、地域で、
そして職場でも

バモス vol.4

特集 高崎市男女共同参画計画

～性別にかかわらず個人の個性や能力を認め合う社会、
個人の生き方の多様性が認められる社会を目指して～



Box and Box() 河内成幸(1976年) 高崎市美術館蔵



高崎市男女共同参画計画

高崎市では男女共同参画社会への具体的な指針として「男女共同参画計画」を策定しました。

① 計画策定にあたって

改正男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法が施行されたとはいえ、いまだに人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中には男女の役割に対する固定的な考えが根強く残っており、個人の多様な生き方を阻害し、女性の人権に関する問題も含んでいる現状があります。

このような現状や高崎市のこれまでの女性政策の取り組みを踏まえ、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女共同参画社会づくりに向けて、今後引き続き取り組むべき課題や新たな課題に対応するため、「高崎市男女共同参画計画」を策定しました。

② 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

国・及び県の計画を勘案した「高崎市男女共同参画計画」を策定し、高崎市の男女共同参画社会の実現をめざし、総合的、計画的な推進を図ります。

2. 基本理念

性別にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、男女が対等にあらゆる場に共に参画できる社会、個性と能力を発揮できる機会が等しく享受でき、多様な生き方が認められる心豊かな社会をめざします。

3. 計画の特徴

- 高崎市の男女共同参画社会が創造できる計画
- 市民と共に取り組む計画
- 計画の推進状況を客観的に把握・評価できる計画

4. 計画期間

国・県の計画を踏まえ、計画の期間は平成13年度から平成23年度までの11年間とします。

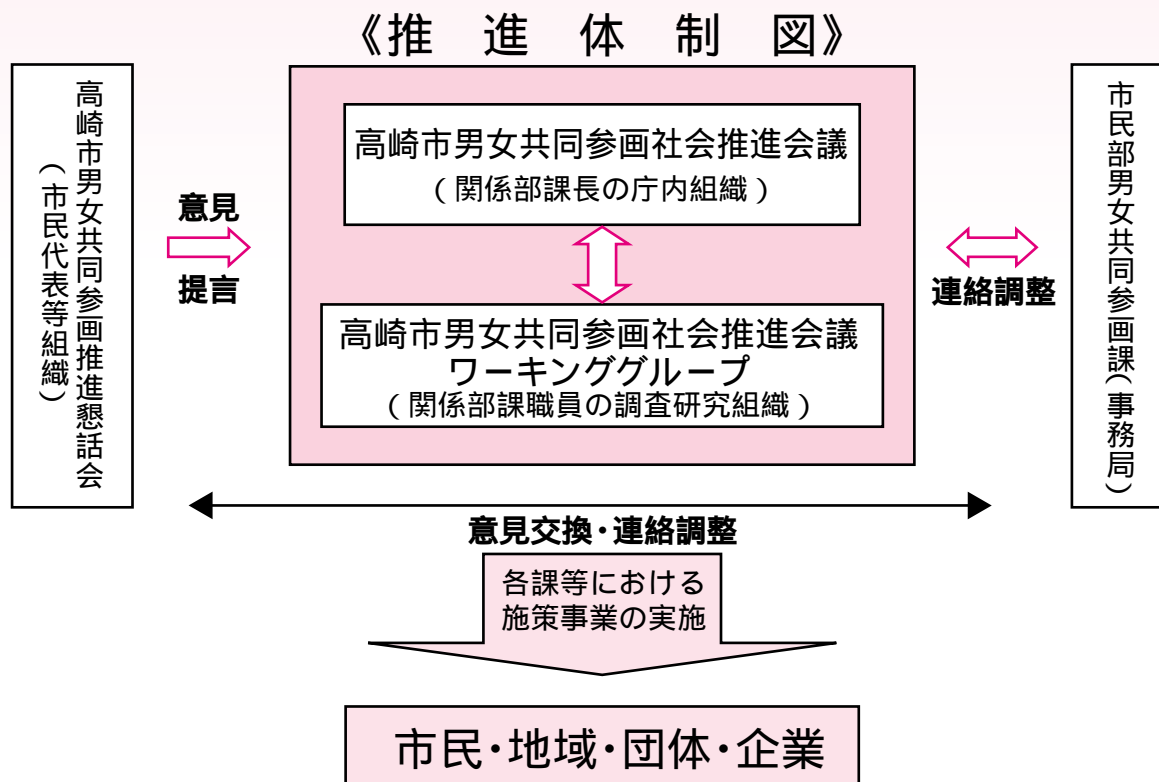
③ 計画の体系

基本目標	基本方針	基本課題
1 男女平等の意識づくり	1 男女平等意識の啓発	男女平等意識問題に関する啓発
		男女の意識改革の推進
		市職員の男女平等の意識づくり
		メディアを通じたジェンダーフリー意識の啓発
	2 男女平等教育の推進	学校(保育所・幼稚園を含む)教育における男女平等教育の推進
		学校(保育所・幼稚園を含む)運営への男女共同参画の促進
		性別にとらわれない多様な生き方を可能にする生涯学習の推進
		家庭・地域における男女平等の意識づくり
		3 性に関する教育・啓発の促進
男女平等を基本にした性教育の推進		
性に関する意識啓発による性感染症対策の推進		

2 男女共同参画による社会づくり	4 男女共同参画社会を阻害する制度・慣行の見直し	男女混合名簿の推進 市職員の旧姓使用の検討
	5 女性に対する暴力の根絶	女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援 女性に対する暴力を防ぐための教育の推進
	6 雇用平等の推進	男女雇用機会均等法等の周知
		女性の就労に関する情報の収集と提供
		職域拡大と職業能力開発の推進
		働きたい女性の就業援助の充実
	7 多様な生き方が可能な就業条件の整備	パートタイマー等の労働条件の向上
		農林業、商工業等の自営業における家族従事者の地位向上
		「起業」をめざす女性への支援
	8 男女の仕事と家族的責任の両立	男女が共に家庭生活と仕事を両立できる条件の整備
		育児休業・介護休業制度の活用推進
男性の家事・育児・介護参画の促進		
審議会等への女性の参画の促進		
9 政策・方針決定等の場への女性の参画促進	職場・組織における女性の育成・登用の促進	
	農林業、商工業等の自営業における女性の参画の促進	
	地域社会におけるリーダーシップの発揮、参画の促進	
	女性団体・グループを含む各種市民活動団体等への支援	
10 地域及び市民活動への支援	女性組織・人材の育成	
	人的交流事業の推進	
11 国際社会への理解と交流の推進	国際協力・交流活動への支援	
	外国人相談事業の充実	
	相談窓口の充実と連携の促進	
3 男女が自立できる環境づくり	12 自立への支援体制の充実	自立支援事業の充実
	13 健康づくりへの支援	健康の保持・増進のための啓発
		性と生殖に関する健康と権利の重要性の啓発
		妊娠・出産・育児に関わる保健指導の充実
	14 子育て支援	多様な子育てサービスの提供
		ひとり親家庭への福祉の充実
		放課後等の児童対策の充実
		地域子育てネットワークづくりの促進
	15 高齢者、障害者への福祉の充実	地域での安心できる自立生活への支援
		介護保険制度等への理解と周知徹底
		在宅福祉サービスの利用促進
		多様なサービスの整備連携と促進
4 男女共同参画計画の推進体制	16 推進体制の充実	庁内における推進体制の充実 市民の声を反映させる推進体制 男女共同参画計画の推進状況の把握とフォローアップシステムの構築

④ 計画の推進体制

(計画の推進にあたっては、国・県及び関係機関との協力・連携も必要です。
また、計画の実施状況の評価・点検を行い、必要に応じた見直しを行います。)



男女共同参画用語

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。

ジェンダー

性が生物学上のオス・メスであるのに対して、男女の性役割や行動様式、外見など、社会的・文化的につくられる男らしさ、女らしさなどのこと。ジェンダーにとらわれないことをジェンダーフリーという。

隠れたカリキュラム

親や教師がジェンダー意識に基づいた価値観(男子は大学、女子は短大。女子は文系。リーダー役割は男子、補助役割は女子など)に基づく指導等により、子どもたちの進路選択、男女平等意識、人格形成等に影響を及ぼしていると言われている。

二重基準(ダブルスタンダード)

同じことをしてもその行為者が男性であるか女性であるかによって評価の基準が異なること。例えば、女性は家事労働ができて当たり前とされる一方、男性はできなくても当たり前で、手伝うだけでも素晴らしいとされるようなこと。

また、その評価の基準の意で用いられる。対象が男性か女性かの違いによって、対応に差がつけられるなどの実態がある。

DV(ドメスティック・バイオレンス)防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が正式名称。平成13年4月6日制定、同年10月13日施行。配偶者(事実婚を含む)からの暴力は犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が十分に行われてこなかったが、人権擁護と男女平等の実現を図るため法律が制定された。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制整備が規定された。被害者からの申し立てにより、裁判所は加害者に対して、被害者の接近禁止や住居からの退去を命じることができる。